

〒 300-0392
茨城県稻敷郡阿見町中央 1 丁目 1-1
阿見町役場

阿見町議会 議長殿



令和 4 年 (2022 年) 3 月 21 日

陳情書



陳情者
女性スペースを守る会 - L G B T 法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 -
共同代表 飯野香里／井上恵子／永田マル／山田響子

住所
〒242-0021 神奈川県大和市中央 2-1-15-5 階
大和法律事務所内

女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情申し上げます。

陳情の趣旨

労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国(内閣府)に申し入れて頂きたく陳情するものです。

「女性スペースを守る会」設立趣意書

2021年9月18日

「女性スペースを守る会 — LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 —」の設立趣意は、次の通りです。

1 今、国会では「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(第197回衆第12号)が閉会中審査とされ、自民党においてもLGBT理解増進法の策定が議論されています。

私たちは、誰もが幸福追求権・人格権を持ち、その権利は尊重されるべきものであると考えています。しかし、LGBTのうちの「T」であるトランスジェンダーにかかる『性自認』に関しては、十分な議論が必要だと考えます。

特に女性トイレなど女性スペースが守られるのかが心配で、ここに、私たちはこの会を発足させました。

2 私たちは今、この新法がこのまま成立すれば、不特定多数が利用する女性トイレを、身体が男性のままである女性を自認する者が、当然に利用できる権利が認められるかのような言説を各所で見かけ、不安と恐怖を感じています。女性自認者は法的には男性であり、身体違和感があることを条件としません。

法案の記者への説明では「男の格好をしたままの人が入ってくることはないから安心してほしい」とも言われますが、それは逆に言えば「女の格好をすれば実質、どの男も入れるようになる」ということになります。

そもそも、「女の格好だから女」というのは、「性の多様性」を尊重する法律であるのにこれを否定する説明であり、明らかに自己矛盾しています。女性の中にもいわゆる男らしい態度と体格を持つ人もいる、男性の中にもいわゆる女らしい仕草や体形を持つ人がいる、それをそのままに尊重し、差別しないことが「性の多様性」を承認することであると私たちは考えます。

3 わが国には2003年成立の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法」があり、既に約1万人の方々が性別変更を果たしています。それぞれの幸福追求権を保障するものとして、貴重な法律です。

しかし、性自認の問題はこれとまったく異なります。中には未成年や手術が健康上できないということなどから性別変更できず「トランスジェンダー」になっている方もいるでしょう。ですが、「トランスジェンダー」の中には、自らの身体に違和を感じず、手術を考えてもいない人も多くいます。

冒頭の法案では「性自認=自己の性別についての認識をいう」と定義されているだけであり、身体違和ある人とは限定されていません。

すなわち、冒頭法案のうち性自認に関わる部分は、しばしば「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の延長のごとく誤解されてしまいますが、その観点とはまったく異なった新しい「性自認」という概念・主張に基づく法案なのです。

4 どうかお考えください。

たとえ理念法であったとしても影響力は大きく、身体的に男性である「女性自認者」は、女性スペースの利用を公認されたと解釈して女性用スペースに入ってくるでしょう。そして、女性自認者と女性らしい装いの男性、更に良からぬ目的で入ってくる男性とは、外見からは区別できません。男性の中の一部に危うい人がいるのと同様に、女性自認者と女性らしい装いの男性の中にも危うい人はいるでしょう。この指摘は差別でもなんでもありません。その結果、危うい人が女性スペースに入ることがより容易になります。

もとより、女性自認者かどうか、また身体女性なのかどうか、更にその性的指向は男性なのか、女性なのかなどは入り口で確認などできませんし、人権上確認して良い筈もありません。不信を感じたとしても、入ることを公認された「女性自認者」かもしれないと躊躇し、従前より通報しにくくなります。警察もひるまない筈はありません。

いわゆる経産省トイレ裁判での、東京高裁の2021.5.27判決では、女性自認者の権利・法益と、女性らの権利・法益とが衝突する場面なのだと正しく指摘し、原告の請求を認めませんでした。その第一審2019.12.12の東京地裁判決では原告の主張を認めましたが、手術はしていないものの性同一性障害の特定人(原告)の勤務先である経産省内の特定トイレの使用という限定的な状況であったので認めたものです。すなわち、高裁判決によればもちろん、この地裁判決によったとしても、不特定多数が使う公衆の女性トイレを女性自認者が使えていい筈だ、ということにまったくなりません。

それが、今回の新法により、実質的には女性の装いをする男性の誰もが、不特定多数が利用する女性スペースに入れるようになって良いのでしょうか。

さらに「女性自認者」と装いとは関係ないのでですから、男性が自由に入れるようになる恐れがあります。海外ではそのようなトラブルも既に起こっています。

5 女性トイレなどの女性スペースは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、勝ち取ってきたスペースです。